

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業
平成20年度 年次報告書

平成21年4月

島根あさひソーシャルサポート株式会社

1. 総論

(1) はじめに(総括業務責任者：歌代正)

島根あさひ社会復帰促進センターは、「地域との共生から共創へ - 地域とともに創る施設をめざして」をスローガンに掲げ、平成20年10月1日に運営を開始しました。運営開始初年度となります平成20年度の業務概要をここにご報告申し上げます。

「官民協働の運営」、「地域との共生」、「人材の再生」を基本方針とする本事業は、平成18年10月4日に落札され、その後2年間の設計・建設と運営準備期間を経て、平成20年10月1日、17年半に亘る事業運営に、国と地域と共に着手しました。

施設整備面においては、運営開始までの約1年という短い工期でこれだけの大規模工事を完成させた官民の設計・工事関係者、そして準備段階から運営に関する地元ならではの沢山の貴重なアドバイスを頂いた地域の方々に、まずもってこの紙面を借りて感謝の念をお伝えしたいと思います。これらの方々の「熱い想いと力」がなければ、このセンターは誕生していなかったことでしょう。

そして、運営開始に向けた準備を進めるなかで、受刑者の社会復帰に少しでも役に立ちたい、地域の資源を改善更生のために役立ててもらいたい、という地域の想いに触れることが少なからずありました。そのような「地域の想い」と、国の刑務所運営に関するこれまでの経験、民間事業者のネットワークとノウハウ、この三つの柱を一つに結実させ、受刑者の真の改善更生をめざす施設を「地域」、「国」、「民間」の三者で共に創りあげていくこと、これがPFI手法により運営される当センターの使命と私たちは考え、現在、運営に取り組んでいます。

運営開始初年度となるこの半年間を振り返ってみますと、事業運営に支障を来すような重大事案の発生こそありませんでしたが、日々の業務の中では課題に直面することも多く、それらを「官民協働」の精神のもとで、ひとつひとつ乗り越えてきました。この事業を進める基本方針である「官民協働の運営」とは、この事業に携わる官民職員ひとり一人が「誠実な心」を持って課題の解決にあたることに他ならない、と実感した半年でもありました。

民間企業に所属しながらも、社会的意義の高いこのような事業に携わる機会を得ることができたことを私たちは幸いと考え、この施設が、社会復帰促進センターとしての使命をきちんと果たすことができるよう努力していく所存です。

(2) これまでの歩み

落札から運営開始まで

ここで、平成18年10月4日の本事業落札以降、運営を開始するに至るまでの経過を少し振り返ってみます。

落札後直ちに法務省との施設整備協議が開始され、平成19年1月に基本設計書を法務省に提出、その後同年5月には島根県に確認申請書の提出を完了し、確認済証を受領後の平成19年6月18日、工事に着工いたしました。

建設工事担当企業が作成した「施工記録」によると、短い準備期間内での大量の建築資材と作業員の調達、刑事施設で初の導入となる乾式工法導入に伴う外壁断熱パネルや内部間仕切材の強度実験などのセキュリティ検証など施工面で直面した苦労、山陰特有の雨と工期半ばでの冬場の雪、そして軟弱地盤などに悩まされながらも、300万時間を越える延べ労働時間を無事消化し、この施設は完成に至っています。

施設の完成時期は、まず職員宿舎（6棟179戸）が国職員の転居スケジュールに合わせ、当初の予定より約2週間早い平成20年7月18日に竣工し、順次入居が開始されました。

また、刑務所施設は8月の酷暑のなか竣工検査ならびに完成確認、保安検査が行われ、その後9月から約1ヶ月間の官民合同訓練が開始されました。法務省からの施設完成確認書は同年9月10日に発行され、名実ともに本事業のための施設は竣工を迎えたわけです。

運営開始に先立つ9月15日・20日・21日には施設内覧会を開催し、地元石見地域の住民の方々はもとより中国地方全域から3日間で5,285名の方々が見学にお越しになり、この事業への関心の高さを実感しました。この施設内覧会は官民職員による初めての「協働作業」と言えるものでしたが、準備段階から当日のいろいろな役割に至るまでを官民職員が心を一につに取り組み、予想を大きく上回る来訪者への対応を完璧に成し遂げることができました。

その後、運営準備が整ったことを証する運営開始確認書を9月29日に法務省から受領し、平成20年10月1日、晴れて運営開始初日を迎え、「島根あさひ社会復帰促進センター」は矯正という大海原に船出をいたしました。

「開庁式」から現在（平成21年3月末）まで

森法務大臣をはじめとする多くの来賓の方々をお迎えしての「開庁式」は、平成20年10月19日に執り行われました。また、開庁式の前日には、センターに隣接する「地域交流エリア」で浜田市主催による前夜祭が賑やかに開催され、臨時に作られた舞台では石見神楽が上演されるなど、「地域との共生」をスローガンとするこの事業にふさわしく、多くの地域の方々と共にセンターの門出を祝うことができました。



開庁式前夜祭



開庁式

その後受刑者の収容がいよいよ始まり、本格的に業務が開始されました。
本年度の各業務の実施状況につきましては、後段に記載をいたしております。
以下に平成20年度の主な出来事を示します。

月	日	主な出来事
7	28	公務員宿舎竣工・入居開始
8	7～25	刑務所施設保安検査
	11	職員食堂営業開始
9	5	官民合同訓練開始（～10/10）
	10	工事完成確認書受領
	15	刑務所施設内覧会
	18	刑務所施設マスコミ公開
	20・21	刑務所施設内覧会
10	29	運営開始確認書受領
	1	維持管理運営業務開始
	1	財団法人日本盲導犬協会島根あさひ訓練センター開所式
	19	開庁式
	20	外来食堂運営開始
11	29	ユニットミーティング開始
	9	旭ふる里まつりに官民協働で出展・参加
1	19	職業訓練基礎科目開始
2	3	職業訓練開講式，専門科目（パン職人養成科・点訳科・音訳科）開始
	25	回復共同体（TC）プログラム開始
3	4	構内屋外作業（ビニルハウスでのトマト栽培他）開始
	15	慰問演芸会開催（石見神楽）
	23	盲導犬プログラム事前講習会開始
	28	あさひ子ども園開園式



地域交流エリア



刑事施設エリア

（3）3つの基本方針への取り組み

この事業には、事業にかかわる人や、取りまく環境、時代が変わろうとも、変わってはならない3つの「基本方針」が定められています。いわば「事業のDNA」とも言うべきもの、それが「官民協働の運営」、「地域との共生」、「人材の再生」です。私たちは、国とそして地域とともに、この基本方針を忠実になぞりながらこれまで運営準備を重ね、今、このセンターを運営しています。

これまでどのように私たちはこの基本方針と向き合ってきたのか、以下に申し述べます。

官民協働の運営

「官民協働の運営」に取り組む基本的な考え方を、提案書の冒頭で、私たちは次のように表明しました。

「我々は、多岐にわたる業務と人材とを「束ね」、民間企業の持つ産・学に広がる幅広いネットワークを矯正行政につなぐ役割を果たします。そして国と共に新しいビジョンを備え持つ混合運営型刑務所を築きたいと考えています。」そしてその実現のためには、「協働する姿勢と責任範囲の明確化」が重要であると同時に、「協働運営体として全体の利益が最大化となるよう行動しなくてはならない」と述べています。そして「官民による業務の成果・質の管理と監視」を重視した運営を行い、「社会復帰支援コミュニティとしての意識統合を重視」しつつ、「高質なサービスを提供できる体制とします」と結ばれています。

PFI手法を刑務所運営に導入したことにより、これはあくまで副次的な効果かもしれませんが、民間の多方面のネットワークがより一歩、矯正を身近に感じ始めています。実際に施設運営に関わることとなった民間団体はもとより、多くの民間団体が直接か間接かを問わず刑務所運営に関わっていくことが、真の意味での「官民協働」の実現であり、「国民に理解され、支えられる刑務所」への近道ではないかと思えます。

また「官民協働の運営」を組織面あるいは人的側面からとらえた場合、組織を動かしているのは個々の人間であることから、働くひとり一人が互いの立場を尊重しつつ、誠実に課題にあたろうとする心をもてるかどうか、組織の柔軟さ、風通しの良さを左右し、「協働運営体として全体利益の最大化」につながっていくのではないのでしょうか。

幸い、現在の官民職員約500名はこれまで多くの課題に直面し、知恵を出し合いそれを乗り越えてきました。これから人が代わろうと時代が変わろうと、「相手の痛みを分かり合える組織」であってほしいと思っています。

特に今回の事業では、これまでの矯正になかった盲導犬パピー育成プログラムなどの動物介在活動や、受刑者による毎夕のユニットミーティング、近郊の農業団地での施設外作業など、多くの新しい取り組みを提案しましたが、それらは多くの矯正職員の協力と理解があったからこそ今、実現できているものばかりです。今、当センターで現在取り組まれている様々な新たな取り組み、これらは「官民協働の運営」が具現化した象徴だと考えています。

地域との共生

私たちは「地域との共生」に取り組む基本的な考え方について、提案書で次のように表明しました。

「地域の熱い思いを実現し、地域と施設の共生を図るために - そして共創へ」この言葉をスローガンとし、「地域が施設誘致に傾けた情熱を、事業に引き継ぐ」ことを明言しています。そして、「新たな産業創出のため」、「地域経済活性化のため」、そして「地域に施設を理解頂くため」に具体的な方策を提示しました。また、「施設と地域の共生をはかるための仕組み」として、「工区を単なる官舎街区として計画するのではなく、社会復帰支援コミュニティの象徴となる街として開発する」こととしています。

このように舞台が整えられた「地域との共生」ですが、三つの視点からの取り組みが現在なされています。

第一点目は、いかに施設が経済的側面から地域活性化に寄与できるか、二点目が地域との共生を図るための仕組みの充実ということ、三点目がいかに地域（コミュニティ）に受刑者の改善更生にかかわってもらえるか、です。

まず「経済的側面からの地域活性化」については、「人材の雇用創出」と「食材を含む物品の地元調達」の面では、十分地域に貢献できているものと考えています。3月末時点での民間側従事者数（非常勤のインストラクター等を除く）は300名となっていますが、その内、浜田市内在住者は82%、江津市、邑南町を加えますと90%を超える地元の方々のお力を運営にお借りしています。また、当センターで消費されるほとんどの物品は、食材をはじめほぼ全数を地元から供給いただいております。これらは、それぞれの担当企業による入札前からの地域との調整のたまものであり、地元行政の協力が無ければ実現には至らなかったでしょう。

次に、「地域との共生をはかるための仕組み」について申し述べます。当事業用地は二つのエリアに分かれており、浜田市に向かって左側のエリアを「地域交流エリア」として、職員宿舎6棟、ビジターセンター、武道場などの他に、子育て支援施設と財団法人日本盲導犬協会島根あさひ訓練センターの二つの附帯事業施設をもつ「街」として開発しました。子育て支援施設は本年4月1日、県内初の「認定こども園」として開園し、また、盲導犬訓練センターは、受刑者と地域住民による盲導犬パピー
地域交流エリアのガーデン
育成プログラムの拠点として、中国地方の盲導犬育成のための中心施設としてフル稼働しています。そしてこの春には、桜と茶畑の風景が楽しめるガーデンが新たにこのエリアに誕生しました。お茶はまだ苗木ですが、将来、緑の茶畑と桜のコントラストがきれいな広場で体験茶摘みなどを行いたいと思っています。このように、「地域との共生」の第一歩をまずはこのエリアや施設に関心を持っていただくこと、そしてこのエリアから様々な情報発信をしていくこと、このようなことから始めています。



三点目の、いかに地域（コミュニティ）に受刑者の改善更生にかかわっていただけるかですが、現在でも職業訓練や農作業をはじめとする刑務作業に多くの地域の方々に指導者としてご協力を頂いております。今後、教育・職業訓練プログラムの進展に伴い、地域の方々に更なるご協力をお願いしなくてはならないものもいくつかあります。平成21年度から始まる職業訓練の介護実習では、旭町などの地元の高齢者介護施設が実習施設の提供を快く引き受けていただき、感謝しております。また、本年3月に初めて開催した教育行事では、地元旭町の丸原神楽社中による石見神楽が上演され、受刑者は伝統芸能の奥深さを堪能しました。この他、職業訓練や刑務作業などあらゆる業務において、「地域との共生」という基本方針はこの事業を通底する重要なキーワードとなっていることを十分に認識し、業務にあたっています。

人材の再生

受刑者の改善更生および円滑な社会復帰をいかに促進していくのか - 私たちは「本施設に与えられた使命は、初受刑者に対し生き直すための機会を提供し、自他を傷つけずルールを守る社会の一員として未来に向かって第一歩を踏み出していくための手助けをすること」と提案書に表明し、「(受刑者の)自主性、自立性を尊重する治療教育重視型の施設を目指したい」としています。

人材の再生は、施設内での矯正教育や職業訓練のみで実現するものではなく、出所後の保護環境調整や就労の斡旋、福祉や医療への橋渡しなど、当人を取りまく全人的な環境を見極めた対応が必要です。今、私たちは自ら提案し、業務仕様書に記載した様々な処遇プログラムに取り組んでいますが、当初この事業に取り組み始めた4年前と、現在の矯正、保護を取りまく環境は大きく変化しています。たとえば本年7月から運用が開始される、障害があり福祉の支援を必要とする出所者のために法務省と厚生労働省の協働で各県に設置が予定されている「地域生活定着支援センター」、あるいは経団連など広く経済界の協力を得て、民間事業者の立場から出所者の就労支援を行うという「NPO 法人全国就労支援事業者機構」など、新たな取り組みも行政の主導により緒につき始めています。これらの潮流は、今後実効性をよく見極める必要がありますが、この事業に関わる私たちは、矯正や保護を取りまく環境の変化や社会の流れに乗り遅れることなく、「人材の再生」という大きな課題に取り組んでいく所存です。

2. 各業務の主な実施状況

(1) 総務業務，購買，雑具・日常必需品の給貸与

(担当企業：合人社計画研究所，コクヨ中国販売)

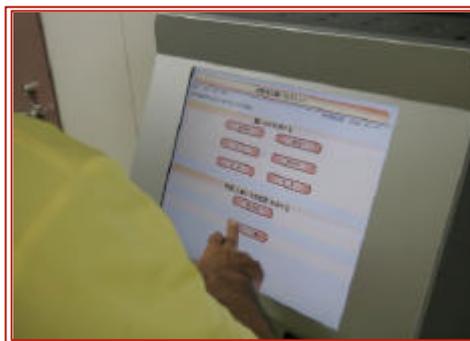
総務業務のうち被収容者の受入業務は，名籍係・領置係を中心に大きなトラブルもなくスムーズに業務を進めました。また，維持管理・運営業務開始以来，週当たり平均4～5件の参観がありましたが，国と連携し丁寧な対応を心がけました。

備品・消耗品の調達は，建設工事期間からコクヨ中国販売が中心となって進めてきており，大変きめ細かな対応がなされました。当初想定していなかった備品・消耗品が今後発生してくることも考えられますが，国，SPC 内部での調整を迅速に行い，維持管理・運営業務に支障を来さないよう対応したいと考えています。

購買・日常必需品の給貸与業務は，担当職員とも業務に馴れるに従い，配送工程も含めて円滑に作業を進めるようになりました。ただ，ヒューマンエラーに起因する誤配送などが何度か発生しました。次年度はこれを少しでも減らせるよう，セルフモニタリングを活用しながら業務水準の向上に取り組みます。

(2) 情報システム管理業務 (担当企業：日本電気)

本施設には、大きく分けて、警備系システムと総務系システムの2つの情報システムを導入しています。このうち総務系システムについては、提案により各収容棟多目的ホールに導入したキオスク端末や分類事務支援システムも含めて、大きな混乱もなく稼働しており、業務の大幅な効率化、省力化に寄与しています。



キオスク端末

一方警備系システムについては，事業開始前に綿密な調整を行いました。位置情報把握システムにおいて誤検知・検知ロストなどが多く発生し，アンテナの増設や移設，チューニングし直し，タグの交換などにより改善を図ってきました。このシステムは，本施設の特徴の1つでもある受刑者の独歩をはじめとした開放的処遇を実施するため必要不可欠なものであり，今後も被収容者数が2,000名に達するまでは運用状況を注視し，改善すべき障害などがあれば迅速に対応していきます。その他の電気錠システム，あるいは生体認証システム等については，ほぼ問題なく稼働しています。

(3) 給食・職員食堂運営業務 (担当企業：グリーンハウス)

被収容者への給食面ですが，クックチルによる大規模調理システムの導入と，AGV (Automatic Guided Vehicle)による自動搬送システムの確立が大きな課題でしたが，いずれも大きなトラブルもなくスムーズに導入され，順調に稼働しています。提供食事数は，今後の被収容者数の増加に合わせ増えていきますが，調理補助職員への指導，教育を徹底しながら着実に対応していきます。また，施設運営の致命傷ともなりかね

ない食中毒の防止には十分注意する他，ヒューマンエラーに起因する遅配，誤配などの防止にも努めます。

職員食堂については，国および民間の職員には概ね好評を博していると認識しております。引続き利用者の声を聞きながら，満足度のさらなる向上に努めます。また外来食堂は地元の企業に運営を再委託しておりますが，様々な工夫を加えながら集客アップに努める所存です。

なお給食業務は，「雇用の創出」と「物品の購入」で，地元経済に大きく貢献しています。

（４）清掃業務（担当企業：イオンディライト）

清掃業務は，日常及び定期清掃・害虫駆除・植栽管理などであり，特に日常・定期清掃は，被収容者の活動に影響を与えないよう，国，関係企業と連携を取りながら綿密に実施しています。植栽管理においては，本センターにふさわしい外部環境の保持に日々努め，また，施設全体の廃棄物減量化を推進しています。

いずれの業務においても，各作業員の報告・連絡・相談の徹底，また国との密なコミュニケーションにより，スムーズに業務が進められ，施設内外はきれいに保たれています。施設内で異常や不具合を発見した場合には速やかに国と民間各社に連絡することを心がけ，今後も維持管理業務担当企業と連携して，快適な空間の保持に努めます。

（５）衣類・寝具の提供業務，洗濯（担当企業：東レ，大林組 SSJ）

衣類・寝具の提供業務は，大部分が地元調達であったことから，収容スケジュールに合わせて段階的，かつ柔軟に滞りなく納品されました。また施設内屋外作業など刑務作業の特性に応じた個別の作業着も，計画通り調達しました。タグ装着のため特別な加工が必要な運動着・室内着・作業着以外の衣類，寝具などは，全て地元から調達しています。

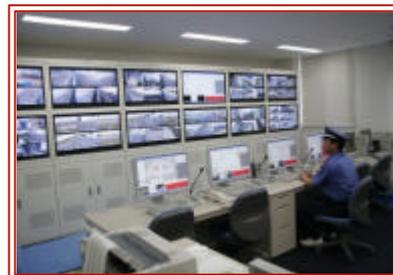
洗濯業務は，要求水準書，ならびに業務仕様書に則り実施しております。

（６）理容（担当企業：大林組）

受刑者の理髪業務は，入札前からの打合せ通り島根県理容生活衛生同業組合浜田支部に委託し，要求水準書，ならびに業務仕様書に則り順調に実施されております。運営面においては，理髪後，冬場はお湯で洗髪ができるよう一部工場には後付工事で給湯蛇口を設置するなどの対応を行いました。

（７）警備業務（担当企業：総合警備保障）

業務開始当初は，初めての官民協働による任務遂行のため若干惑う場面もありましたが，センター処遇部門と連携を図りながら，ひとつ一つの課題を日常の業務にフィードバックしていくことを積み重ねる中で，業務に習熟し，大きな事象を引き起こすこともなく業



中央監視室

務を遂行し、運営初年度を終了しました。中央監視室での統合ビューアを用いた独歩コントロール・電気錠の遠隔開閉、あるいは各収容棟監視卓での監視技術も警備担当職員個々人の技能向上がめざましく、その結果として、受刑者同士での物品の不正授受を発見しセンターより賞を授与されるなど、堅実に警備業務を遂行しました。また、各ユニットに配備されている AED の使用においても、大きな貢献がありました。

外周フェンスのコンビネーションセンサーなど機械警備面においては、気象条件などに左右される場合も多いことが半年間の稼働状況から改めて判明したことから、次年度以降の改善課題の一つとして取り組んでいく所存です。

(8) 作業・職業訓練(担当企業:大林組, セラム, SSJ)

改善更生のための教育と並んで受刑者処遇の柱となる刑務作業、職業訓練は、特に作業内容によっては工場の改築を必要とするものが多いことから、運営開始前に周到な打合せと準備とを重ねてきました。収容開始以降は、収容スケジュールに合わせ計画的に作業や職業訓練を導入しましたが、各工場の立ち上げには予想以上の労力、費用を要しました。作業



パン職人養成科訓練室

内容は、溶接機や乾燥炉、プレス機等の重機械を使用する大がかりな作業から、軽作業、構内屋外のビニールハウスでの花卉・野菜栽培に至るまで多岐にわたる作業に取り組んでおります。作業提供は、地元のみならず山陽地方からも多くの企業にご協力をいただいております。また職業訓練は、全員が漏れなく受講するパソコン基礎講座、社会貢献意識啓発講座などの基礎科目3講座に加え、専門的な技能を身につけることを目的とした専門科目として、パン職人養成科、点訳科、音訳科の3つの科目を今年度はスタートしました。パン職人養成科で製造されたパンは、被収容者の毎日の朝食として提供されています。

一方、安全衛生面においては、作業工場で作業災害が2件発生していることから、受刑者、指導員への安全衛生指導の周知徹底は引き続き重要な課題です。また、今後運営を進めていく上での懸念として、刑務作業量は経済情勢に大きく左右されることから、好況時においても作業提供企業の新たな発掘につとめることに今後も継続して取り組んでいくことが重要である、と認識しています。

(9) 教育・分類事務支援(担当企業:PHP 研究所, 大林組 SSJ)

教育業務では、当初計画していた教育内容を概ね計画どおり、効果的に取り組むことができました。全人的な教育を目指す当センターでの特徴的な取り組みの一つである、各ユニットでのユニットミーティングは、収容開始と同時にスタートしました。ユニットミーティングはこれまで大きなトラブルもなく、受刑者が他人を尊重しあうことや、闊達に意見を話しあえることを体験的に学ぶ場として運営されています。このユニットミーティングでの経験が、社会生活で他者との関係性を良好に保っていく

ために有意義なものとなって欲しいと願っています。また、もう一つの教育の柱である回復共同体（TC）プログラムも始まっており、米国で実績のあるアミティによる治療共同体プログラムを参考として、積極的な取り組みが進められています。

分類事務支援業務では、入所者への分類面接など必要とされるアセスメントを滞りなく実施しました。また、独自に開発・導入した「分類事務支援システム」は、データ入力作業には当初想定していた以上に労力をつぎ込んでいますが、官民職員が受刑者に関するより詳細な情報を系統的に共有・把握できる環境を創り出しています。個別的処遇計画の立案・運用を支援するツールとして、また、各種資料の自動生成機能などにより、大幅に業務効率を改善しています。

（10）医療（担当企業：大林組，セラム）

私たちは、当センターでの医療業務に取り組む基本方針を「被収容者が出所する時に、入所時よりも健康状態が悪化してはならないこと」と考え、業務に取り組んできました。

医療業務においては、人工透析機器の設置など各種医療機器を適切に設置するため、工事着手前から施設計画で綿密な調整が行われたことから、受刑者診療業務は大きな問題もなくスタートし、推移してきました。医療業務は、被収容者診察のための診療所の運営を国が島根県に委託していることから、島根県から派遣されている医師、看護師、薬剤師、また国の刑務官との連携が大変重要なポイントとなります。また島根県の薬剤師が、運営開始当初から暫く不在であったため、常備薬・自弁薬管理のために配置した民間側薬剤師が、県診療所の処方薬についても助言を行うなどの支援も行いました。

受刑者の入所時健康診断および半年毎の定期健康診断は、財団法人島根県環境保健公社に委託し実施していますが、入所時健康診断で癌などの重大な疾病の早期発見につながった例が2件ありました。

また外医との連絡調整もスムーズに行うことができ、外医での大腸内視鏡検査でリープ・腫瘍などの早期発見につながった例が7件ありました。

（11）維持管理（担当企業：合人社計画研究所，大林組）

本事業の施設、特に刑事施設部分は、これまでの刑事施設と異なり様々な新しい機能や仕様から構成されていることから、設計段階から運営開始直前に至るまで考えられる不具合発生場面を想定し、対処してきました。実際に受刑者の収容が開始され、施設全体が稼働する過程では、それでもいくつかの不具合、あるいは不具合ではないものの運営上の施設改良の要請があり、対応してきました。

日常の維持管理面では、今年の冬は雪が例年以上に多かったこともあり、運営開始早々から雪対策には苦労をしました。収容面では、収容スケジュールに合わせて順次各単独室の設備・造作の事前点検を実施し、刑事施設という特殊性から、施設運営に

瞬時たりとも支障を来たすことのないよう、日々の維持管理業務を行ってきました。

今後の課題としては、これから当センターとして初めての夏を迎えることから、省エネルギー対策も積極的に提案し、水光熱費の削減に取り組みます。

なお、維持管理・運營業務開始後、国からの要望により、瑕疵対応とは別に以下のような工事を実施しました。

- ・病室廊下へのパーティション設置
- ・受刑者用階段への非常電鈴増設
- ・単独運動場への屋根の取付
- ・拘置支所女区脱衣室への洗濯機設置対応設備工事
- ・非常放送用スピーカーの増設
- ・事務室、工場へのブラインド設置



施設外での農作業



トマトの水耕栽培（構内ハウス）



バラの水耕栽培（構内ハウス）



盲導犬パピー育成プログラム

3. モニタリング

刑事施設にPFI手法を導入したことの効果、意義は、単にPSC（もし国がこの事業を従来方式で行うとした場合の国による公的財政負担見込総額 - Public Sector Comparator）と民間コンソーシアムによる落札額との差額、すなわち事業期間に亘る税金投入圧縮額に表されるだけでなく、民間の効率的かつ効果的なアイデア、ノウハウにより圧縮された事業予算額により、適切で過剰なき事業執行が行われ当センター設置の所期の目標が実現されることで、初めて認められるものです。このため、適切で過剰なき事業執行の実現を目指して、日常のあらゆる業務がモニタリングの対象となるわけですが、モニタリングの基本はセルフモニタリングと呼ばれ、要求水準書あるいは業務仕様書から逸脱することなく維持管理・運営業務が行われているかどうかを、事業者自らが日々の業務日誌、業務報告書、緊急時対応報告書などでPDCA（Plan, Do, Check, Action）サイクルを回していくことに他なりません。

当センターにおいても、各業務ごとに毎日業務日誌が作成され、総括業務責任者がその内容を確認した上で国の閲覧に供しています。その際の基本的な姿勢は、「細かい事象でも包み隠さず水平展開し、関係者間で対策を検討し、その後の業務にフィードバックさせる。」ということです。

平成20年度に罰則点が計上された事案は1事案で、昨年11月、受刑者の入所時の私物1点を毀損してしまっただけです。事案発生後、該当業務のPDCAサイクルを根本的に見直し、関係者間でそれを再確認し、再発防止策を実施して現在に至っています。また罰則点計上には至らなかったものの、一つ間違えると大事に至ったであろう事案も下記の通りいくつか発生し、それぞれについて再発防止策を検討し、関係者の再教育を行っています。

- ・ 保安区域内への物品放置
- ・ 給食業務における誤配膳
- ・ キオスク端末の表示誤り

これまでの半年間は、モニタリングという点からは準備期間であると考え、罰則点の累積に基づくPFI事業費の減額が実施される次年度以降は、これまで以上にセルフモニタリングとしてのPDCAサイクルを適正に回転させ、いい意味での緊張を保持することで業務の質の向上を目指していきたいと考えております。また、ヒューマンエラーは、日々起こりうる可能性があります。これを出来る限り少なくするようダブルチェックを習慣づけ、万が一問題が発生した場合には迅速に善後策をとることができるよう、各業務責任者を中心に日々の教育、意識啓発を図っていきます。

4. 次年度以降への展望・課題

事業運営が開始されてからこれまでの半年間を助走期間とするならば、いよいよ本施設の真価を発揮するのが次年度以降ということになります。施設外作業での刑務作業としての農業、盲導犬パピー育成プログラムやホースプログラムといった動物介在活動、理容師養成のための職業訓練、障害をもつ受刑者のための特化ユニットプログラム、犯罪特性に着目した特別改善指導、放置自転車再生プロジェクトなど、様々な教育プログラムや職業訓練が4月以降、順次スタートします。そして、新年度からは警備業務などに多くの新しい職員が加わりますので、職員研修も大きな課題となります。また、目標とする収容数に向けて収容者数が着実に増加していくことが見込まれることから、収容増に伴う各種水光熱費用の増加には十分留意しつつ、収容増に伴いより細やかな計画や対応が必要とされる業務では、事前の検討を国とよく行い、課題への対応に前もって取り組んでいくことになるでしょう。

一方、当初想定していなかったSPC各社間のいわゆる“すきま業務”も、この半年間でいくつか出てきておりますが、“すきま業務”とはいえ処理を待ってはくれず、素早い対応が求められます。これら業務への対応は、まずは「国民協働」の精神で取り組むことが重要です。

以上を念頭に置きつつ、国そして地域と協力し、3つの基本方針を忠実に守りながら、与えられた民間の業務をこなしていく所存です。そしてその結果として、「地域の力」と「国の経験」と「民間のノウハウ」が融合した、「社会復帰支援コミュニティ - 島根あさひモデル」に少しでも近づけるよう、官民で、そして地域の方々にもお力をお借りしながら共に努力を続けたいと考えています。